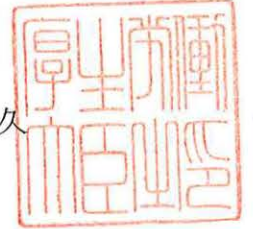


厚生労働省発食安0831第1号
平成27年8月31日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、別添の6品目の農薬の食品中の残留基準を設定すること。



別添

	品目名	英名	主な用途
1	4-アミノピリジン	4-AMINOPYRIDINE	農薬・鳥類忌避剤
2	クロロベンジレート	CHLOROBENZILATE	農薬・ダニ駆除剤
3	ジノセブ	DINOSEB	農薬・除草剤
4	チオメトン	THIOMETON	農薬・殺虫剤・殺ダニ駆除剤
5	チフェンスルフロン	THIFENSULFURON	農薬・除草剤
6	トリクロロ酢酸ナトリウム塩 (TCA)	SODIUM TCA	農薬・除草剤